

平成30年第5回

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

議 事 日 程

平成30年8月20日（月曜日）午前11時開会

日程第 1 開会

日程第 2 委員長挨拶

日程第 3 証人尋問 千葉工業大学理事長 瀬戸熊 修 氏

日程第 4 閉会

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席委員（6名）

委員長	瀧口義雄君	副委員長	貝塚嘉軼君
委員	石井芳清君	委員	滝口一浩君
委員	大野吉弘君	委員	北村昭彦君

議長 大地達夫君

証人 瀬戸熊修君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 吉野信次君 主 事 鶴岡弓子君

◎開会の宣告

○事務局長（吉野信次君） 事務局よりご報告をさせていただきます。

本日の会議ですが、御宿町議会委員会条例第 14 条の定足数に達していることをご報告させていただきます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

○委員長（瀧口義雄君） みなさん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から第 5 回 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会を開会いたします。

◎委員長挨拶

○委員長（瀧口義雄君） 本日は御宿町議会委員会条例第 17 条により傍聴の許可をしておりますが、傍聴に当たっては、傍聴規則により、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は、使用できませんので電源をお切りください。

報道関係者に申し上げます。

会場内の撮影につきましては、冒頭の証人の宣誓まで写真等の撮影のみ許可いたします。

また、報道関係者及び傍聴人に申し上げます。

会議中の写真、動画等の撮影、録音等は禁止いたします。

なお、議会だより編集のための、会場内の写真撮影も同様とします。

(午前 11 時 00 分)

◎証人尋問

○委員長（瀧口義雄君） 本日の日程は、100 条調査権に基づく証人尋問でございます。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。

2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する事項について証人から証言を求めます。

なお、本日、出頭を求めました証人は、学校法人千葉工業大学 理事長 瀬戸熊 修 君です。

あらかじめ弁護士同席の申し立てがございました。これを許可してあります。

(証人入出。着席。)

○委員長（瀧口義雄君） 証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。調査のためにご協力をいただきますよう

お願い申し上げます。

調査を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第 100 条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。

すなわち、1、証言が、証人、証人と配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり若しくはあった者又は証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、又は証言が、これらの者の名誉を害すべき事項に関する場合。2、公務員又は公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合。3、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、弁理士、弁護士、公証人、宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの職にあった者が職務上知りえた事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合。4、技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合。

以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その申し出をお願いします。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。

もしこれを正当な理由なく証言を拒んだときは、6 箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち証人、証人の配偶者、四頭身内の血族若しくは三親等内の姻族の関係にあり、若しくはあった者、又は証人の後見人と被後見人の関係ある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。

それ以外の場合には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3 箇月以上ほか5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、一同、ご起立をお願いします。

瀬戸熊証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（瀬戸熊 修君） 宣誓書。

良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。

平成 30 年 8 月 20 日。

○委員長（瀧口義雄君） 皆さんご着席ください。

証人は、宣誓書に記名、捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、またご発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いをいたします。

なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際には起立して発言を願います。

委員各位に申し上げます。本日は 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業に関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないようご協力をお願いいたします。

また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう、特に私から要望いたします。

それでは尋問を始めたいと思います。

2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業を、以下「本プログラム」と言います。

本プログラムの主催者はだれか、知っておりますか。

○証人（瀬戸熊 修君） 石田町長です。御宿町、町長、石田町長です。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムでの町長の役割は何でしたか。

○証人（瀬戸熊 修君） プログラムの責任者だと思いますけれど。

○委員長（瀧口義雄君） どの日程に参加していたか、おわかりですか。

○証人（瀬戸熊 修君） ちょっと資料を確認します。

まず 7 月 2 日の歓迎会レセプションにお越しいただいています。

あと、私が実際にお会いあっているのが、7 月 13 日に研修センターでお会いしている。

後は私どもの大学でしました、交付式、お別れレセプションでお会いしました。7 月 30 日でしたか。

○委員長（瀧口義雄君） 平成 30 年 3 月 20 日、御宿町 3 月定例議会で本プログラムの予算が削除されたことは知っていますか。

○証人（瀬戸熊 修君） はい。新聞報道で知りました。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムへの外務省の後援が無いことを知っていましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） そういったことは存じておりません。知りません。

○委員長（瀧口義雄君） 石田町長さんからお話がありませんでしたか。

○証人（瀬戸熊 修君） ございませでした。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉県の後援が無いことは知っていましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） そういうところは、私知りません。

知ったのは、新聞報道で知っただけです。

○委員長（瀧口義雄君） 御宿町議会と町長の関係をどう関係か知っていますか。

○証人（瀬戸熊 修君） 私どもは民間でございますので、行政がどうか、町長と議会がどうかは一切存じておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 職員の関与がないことは知っていましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） 後から知りました。

○委員長（瀧口義雄君） プログラムの決定過程についてお聞きします。

予算削除後の証人と石田町長との本プログラムの打合せ回数を教えてください。

○証人（瀬戸熊 修君） 3回くらい行いました。3月から。

○委員長（瀧口義雄君） いつから打合せが始まりましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） プログラムというよりも、予算が無いので、だけど事業をやりたいと。是非ご協力くださいと要請がございました。その過程で3回お会いしています。

○委員長（瀧口義雄君） いつから打合せが始まりましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） プログラムそのものの打合せは出ておりませんので。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラム実施について、石田町長から証人に依頼したのか。証人から町長に本プログラムに支援をする話をしたのですか。

○証人（瀬戸熊 修君） 石田町長からございました。

○委員長（瀧口義雄君） 町長から事業費支援の依頼が、いつ、どのように依頼があったのですか。

○証人（瀬戸熊 修君） あれは確か5月11日ですか。5月11日だと思います。

最初依頼があったのは、お会いしたときです。3月のですね。

○委員長（瀧口義雄君） 口頭ですか。文書ですか。

○証人（瀬戸熊 修君） いや。文書ではいただいておりません。

費用に対しても言われておりません。

支援をしていただきたいということで、予算がかけられないので、私どもでできるだけ支援をさせていただきますというだけでございます。

○委員長（瀧口義雄君） 支援の金額、内訳の説明はありましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） いや、そんなとこまで私は聞いておりません。

ただ、予算で231万っていうのがかかっているというのは聞いておりますけれど、あと私どもが支援すると言った、400くらいかかりますといったことは聞いておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 事業の決定はいつの時点ですか。支援の決定です。

○証人（瀬戸熊 修君） それは、5月の11日です。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムを支援する上で、町長に対し何か条件を出しましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） 条件は一切ございません。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムへの千葉工業大学のかかわりは協賛でよろしいですか。

○証人（瀬戸熊 修君） はい、そうです。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムでの千葉工業大学の役割分担は何ですか。

○証人（瀬戸熊 修君） 役割分担と申しましても、ようするに成田から入ってきて、成田から帰るためのことで、私どもでかかわりました。

正直言って、私は詳しいことはわかりません。

○委員長（瀧口義雄君） 事務局長、自治法を読み上げてください。

○事務局長（吉野信次君） 地方自治法第210条、一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

地方自治法211条、普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に議会の議決を経なければならない。

地方自治法138条の2、普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

以上です。

○委員長（瀧口義雄君） 千葉工業大学が7月の25日に提出された書類には、「事業内容については、2018日本メキシコ学生交流プログラム事業にかかわる経費全額を本学が支援します。」と記載されています。

御宿町の、本プログラム事業費を支援していただいた、ということで間違いありませんか。

○証人（瀬戸熊 修君） 御宿町と申しましても、私どもは包括協定にのっとりやっただけのことです。

○委員長（瀧口義雄君） 御宿町のこのプログラム事業を支援したということではないと。

○証人（瀬戸熊 修君） いえ。町長から要請を受けたのでしました。それだけの話です。

○委員長（瀧口義雄君） 御宿町の、本プログラムの事業経費の全額を、御宿町にかわり、千葉工業大学の経理規則により、お支払いいただいた、ということで間違いありませんか。

○証人（瀬戸熊 修君） 間違いありません。

○委員長（瀧口義雄君） 証人が出席した本プログラム日程は何ですか。7月2日からです。

○証人（瀬戸熊 修君） どういう質問かわからない。

大変申し訳ないのですが、どうしてこういう席に呼ばれたのか、今もって納得していないのです。正直申しまして。

○委員長（瀧口義雄君） 質問が、証言を求められた範囲にさせていただきたいと思います。

7月30日の終了式の場所が、メキシコ大使館から千葉工業大学に変更になった理由を知っていますか。

○証人（瀬戸熊 修君） メキシコ大使館でできないということで、私どもでやったということを知っております。

それで知っております。

○委員長（瀧口義雄君） 終了式に参加した公的団体を教えてください。

○証人（瀬戸熊 修君） 公的団体と申しますと。

○委員長（瀧口義雄君） ようするに公的団体です。

○証人（瀬戸熊 修君） 御宿町長です。

○委員長（瀧口義雄君） ないならないと答えて結構です。

○証人（瀬戸熊 修君） わかりません。

○委員長（瀧口義雄君） 学生に授与された物は何ですか。何かありますか。終了式。

○証人（瀬戸熊 修君） 終了証書を授与したと思いますけど。

○委員長（瀧口義雄君） だれの名前で授与されましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） 私どもの学長の小宮の名前で出しました。

○委員長（瀧口義雄君） 学生の参加料がいくらか知っていましたか。

○証人（瀬戸熊 修君） あの前後のことはわかりません。

私どもはどういう集め方をしたのか、一切そういう知る立場ではありません。

○委員長（瀧口義雄君） 一般的に大学受験において、入学検定料は試験を受ける学生全員から徴収するものと聞いています。

町長の答弁では本プログラムの学生募集・選考人件費、広告費が、10人の合格した学生1人2,650USドルが徴収され、賄われていたのを町長から聞いておりますか。

○証人（瀬戸熊 修君） 知りません。

○委員長（瀧口義雄君） 本プログラムを町長は執行権を根拠にして、事業の決定も予算も無い中で、インターネットで学生を募集し、参加料と称して、例年町が負担していた事業費を含む2,650USドルを合格学生から徴収を行い、しかも募集時点も、以降も、外務省や千葉県などの公的団体の後援許可もないことが、町長の答弁や町長から示された書類で明らかにされております。

これは、町長が独断で実施したことによるものです。

本年の事業は、学生に例年以上の金銭的負担をさせるとともに、プログラムにより提供されるべきものが縮小や廃止されたことなど、学生への物心両面の損失をはじめ、本来のプログラムが持つ目的はもとより、400年の歴史をはじめ、町が築き上げてきた信頼や実績を崩してしまったことを理解していますか。

○証人（瀬戸熊 修君） 私は、それは、よくわかりません。

○委員長（瀧口義雄君） 町議会の議決により、町として本プログラムを実施しないことが決定し、町職員も事務に関与していません。

また、本プログラムに関して在日メキシコ大使館も実質的な協力もしていない。外務省の後援が無い。千葉県の後援が無い。

全て、町長が独断で事業を行ったことは理解しておりますか。

○証人（瀬戸熊 修君） 独断で行ったということは、私は理解しておりません。

○委員長（瀧口義雄君） 町議会3月定例会で、本プログラム予算が削除されるという町の意志が示されました。

本プログラム予算がないことを知っていながら、どういう理由で支援を決めたのでしょうか。

○証人（瀬戸熊 修君） それはですね、執行権があるから町長ができますということであつたので、それを聞いた私は、そうであるならお受けしますよということでございます。

○委員長（瀧口義雄君） ありがとうございます。

以上で瀬戸熊証人に対する尋問は終了いたしました。

証人におかれましては、長時間誠にありがとうございました。どうぞご退席ください。

○証人（瀬戸熊 修君） 一言発言してよろしいか。

○委員長（瀧口義雄君） いや一言はないです。一言はないです。

○証人（瀬戸熊 修君） じゃ一方的にあれですか。

○委員長（瀧口義雄君） 一方的です。はい。

○証人（瀬戸熊 修君） 本当に申し訳ないのですが、言わせていただきたいのですが、
れど。

○委員長（瀧口義雄君） それは許可いたしません。

○証人（瀬戸熊 修君） 本当に一方的な。

御宿町のためにやったと思っていることに対して。こういう形で、大変私は困ります。

○委員長（瀧口義雄君） 弁護士。許可しておりません。

○証人（瀬戸熊 修君） わかりました。やめます。後ほど記者の方にはお話したいと思います。
ます。

どうもありがとうございました。

(午前11時23分)

◎閉会の宣告

○委員長（瀧口義雄君） 本日出頭を求めました証人に対する尋問を終了いたしました。

次回は8月21日午前10時から証人尋問を始めます。

この際何かご発言ありますか。

(「なし」呼ぶものあり。)

○委員長（瀧口義雄君） なしということで、本日の委員会を閉会いたします。ありがとう
ございました。

(午前11時24分)

御宿町委員会条例第27条の規定により、記名、押印する。

平成30年9月5日

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会

委員長 瀧口 義雄